

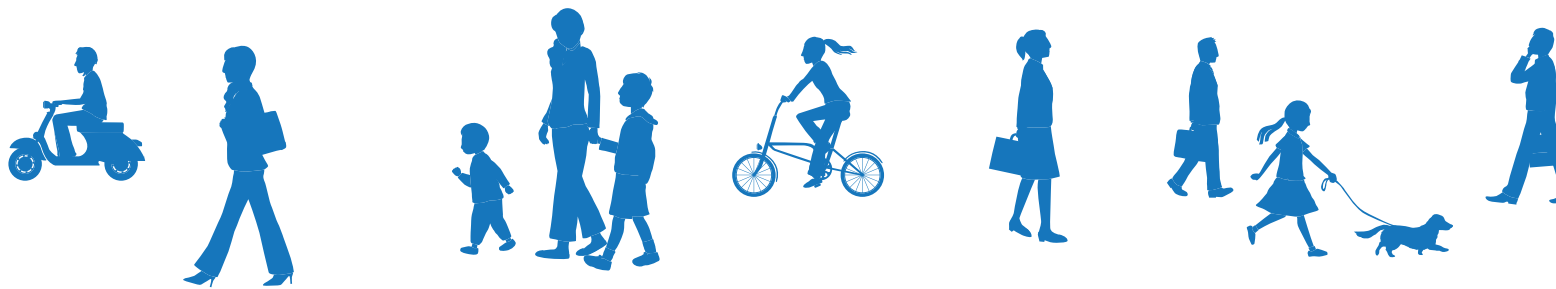
概要版

第3次浦安市地域福祉計画
うららかやすらかプラン

誰もが健やかに 自分らしく生きられるまちへ

－地域共生社会の実現に向けて－

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

計画策定の趣旨

生涯を通じて心身ともに健康で明るく豊かな生活を送ることは、すべての市民の共通の願いです。その実現のためには市民一人ひとりが家庭や地域社会の中で、ともに助け合い支え合いながら、その人らしく、安心して暮らせるまちを目指していくことが必要です。

そのために本市では、福祉の担い手と行政が相互に支え合う基礎をつくるための計画「浦安市地域福祉計画～うららかやすらかプラン～」を平成16年度（2004年度）に策定し、平成22年（2010年）3月には、連携・協力の考え方や取り組みを明確にするため改訂を行いました。

平成27年（2015年）3月には、実践的な地域福祉の推進を担う計画となるよう、政策的なビジョンが盛り込まれ、行政と市民、地域の活動団体等との連携・協力のあり方、具体的な施策の取り組みの方向性等、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための方策をまとめた計画を策定しました。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法の一部が改正され、平成30年（2018年）4月に施行されました。この改正により、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が国から求められています。

第3次浦安市地域福祉計画は、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現のため、また、保健福祉分野の計画を包括するとともに、地域福祉の担い手である浦安市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が策定する「地域福祉活動計画」とも連携しながら、社会福祉法の改正内容を反映させた地域福祉推進のための計画とします。

計画の根拠となる法律

平成29年（2017年）の社会福祉法の改正により、第107条第1項において、市町村地域福祉計画の策定が努力義務として規定されました。本計画は、この規定を根拠として策定するものです。

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

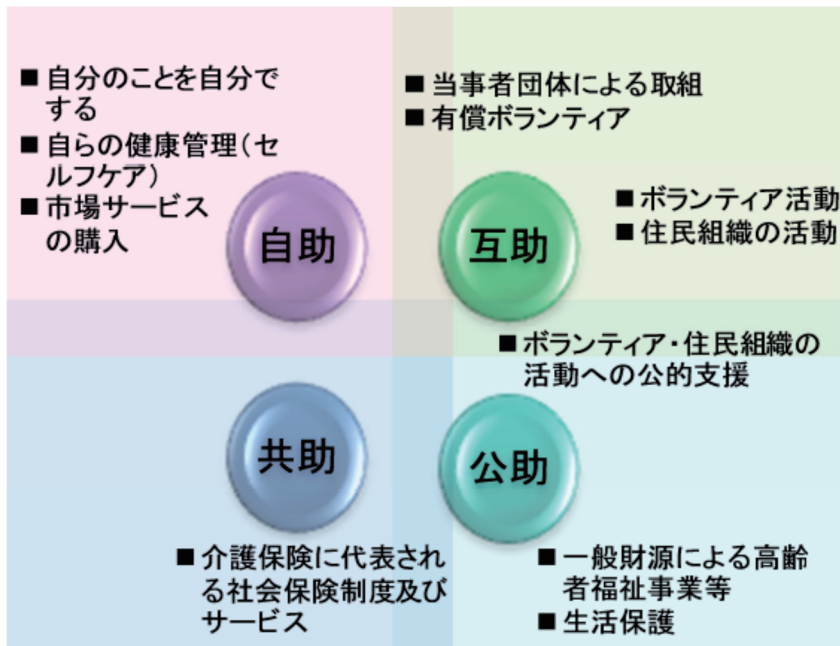
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

連携・協力による計画の推進

「地域福祉計画」は、自助・互助・共助・公助を重層的に組み合わせ、全ての人々が一体となってともに認め合い、支え合う仕組みづくりを目的としています。

また、地域福祉を推進するためには、住民、関係機関・各種団体、社協、行政などがそれぞれの役割を果たし、お互い力を合わせ、地域福祉のさらなる向上を推進していくことが必要です。

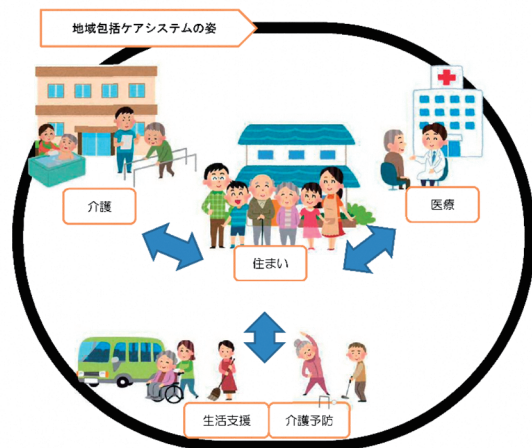
《地域包括ケアシステムを支える「自助・互助・共助・公助」》



出典：地域包括ケア研究会 報告書

「地域包括ケアシステム」とは

今後、高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯など、地域で見守りや支援が必要な高齢者に加えて、障がいのある家族と高齢者のみの世帯など、複合的な支援が必要な世帯も増えていくことが予想されます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムをより深めていくことが必要となります。



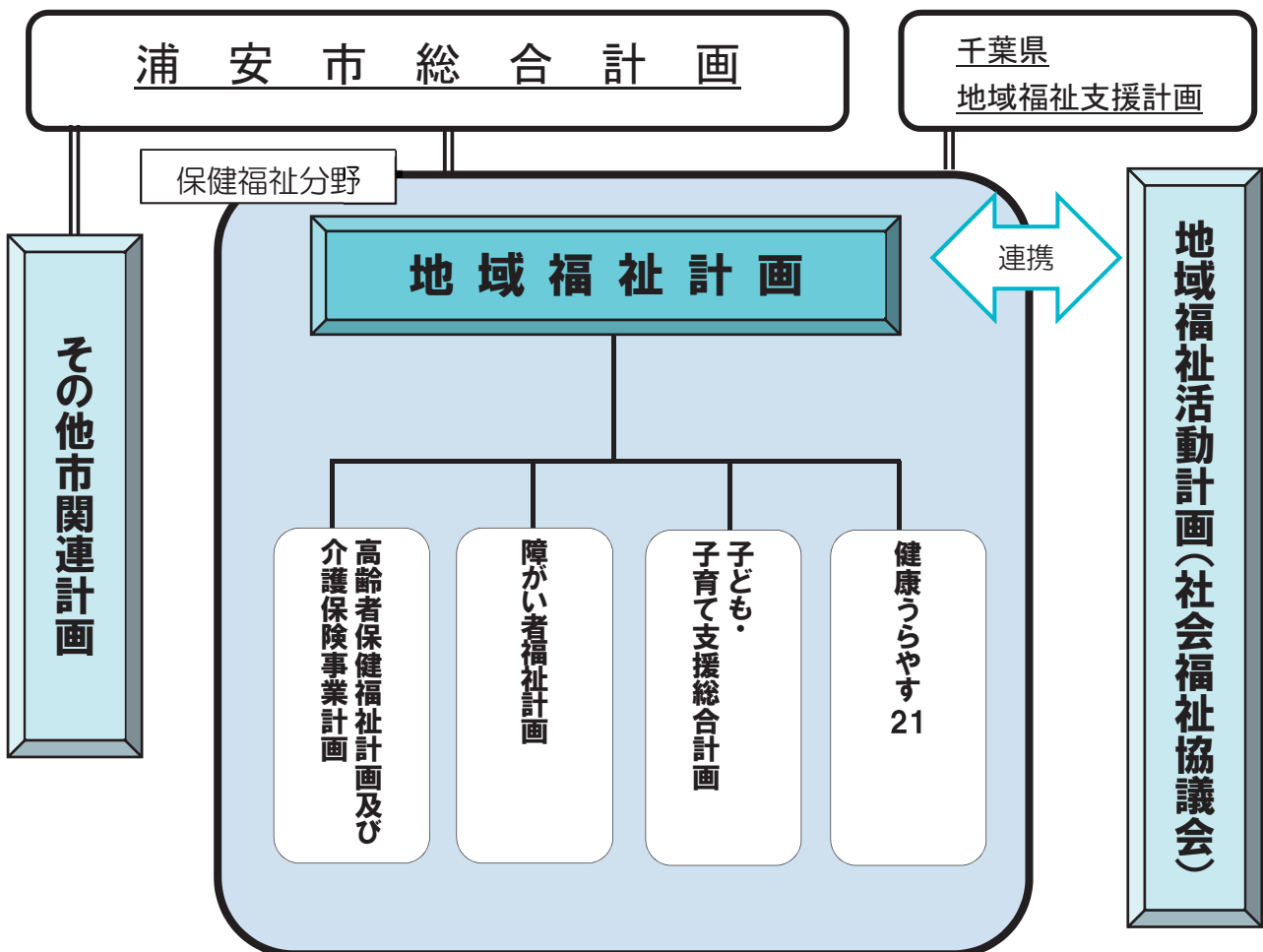
計画の位置づけと期間

本計画は、浦安市総合計画を構成する基本構想で掲げられているまちづくりの基本目標や、基本計画の施策の展開内容と方向性を共有し、4つの基本目標のうちの一つである「誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ」を実現するため、行政と市民、地域の活動団体等との連携・協力のあり方、具体的な施策の取り組みの方向性等、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための方策をまとめた計画であり、社会福祉法第107条に定められた市町村地域福祉計画としても位置づけられます。

また、本計画は、分野別計画の「浦安市高齢者保健福祉計画及び第7期浦安市介護保険事業計画」や「浦安市障がい者福祉計画」、「浦安市子ども・子育て支援総合計画」、「健康うらやす21」との整合を図りつつ、地域住民等の参加という視点に立って策定しています。

なお、各分野における課題分析や各種施策、事業の具体的な方向性等については、分野別計画で定められます。

計画の期間は、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、令和2年度（2020年度）を初年度とし令和6年度（2024年度）を目標年度とする5か年とします。



計画の基本目標

誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ —地域共生社会の実現に向けて—

すべての市民が住み慣れた地域の中で、いつまでも健康で、自分らしく心豊かに暮らし続けられるまちを目指します。また、多様性を認め合い、地域の人々の抱えるさまざまな課題を「我が事」として捉え、思いやり支え合うまちを目指します。

計画の重点項目

少子化、高齢化の進展や複雑化、多様化する地域課題を背景に、市民生活を支えている福祉サービスなどの制度では支えることが困難なケースが増えてくることが予想されます。こうしたことを地域で支えていくためには、市民、地域、団体、事業者、行政がそれぞれの特性を活かして課題解決に向けた取り組みを連携、協力していく必要があります。

このようなことから本計画では、国が示している取り組むべき5つの項目を重点項目としてとらえることとします。

・ 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等への包括的な支援体制の充実

複雑化した課題を抱える人への相談支援体制や、既存の制度に位置付けられないが支援が必要ないわゆる「制度の狭間」への対応など、横断的な支援の体制の充実をはかります。

・ 福祉サービスの適切な利用の推進

福祉サービスを必要とする市民等に対し、福祉サービスに関する情報の提供、相談体制の確保、支援関係機関との連携を図り、福祉サービスの適切な利用を推進します。

・ 社会福祉を目的とする民間サービスと公的サービスとの連携

複雑で多様化した地域生活課題を民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援のほか、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進を図ることで、事業者と行政との連携により課題の解決を図ります。

・ 地域福祉活動への市民の参加の促進

地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動へ、活動に必要な情報の提供や必要な知識、技術の習得、活動拠点の支援や、地域福祉を推進する人材の養成を推進します。

・ 地域福祉推進の中心的役割を果たす社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として、明確に位置付けられています。地域福祉の担い手である社協と行政が連携を強化することで、住民主体のボランティア活動や地域福祉の推進を図ります。

計画の基本方針

前述の基本目標と重点項目に基づき、次の4つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

基本方針1 誰もが支え合い、助け合うまちをめざして

みんなが幸せな気持ちで住み慣れた地域で暮らすためには、一人ひとりが優しい心を持ち、まわりの人たちとあたたかな交流を深めることが大切です。

本市では、市民の誰もが地域の課題を我が事として捉えられるようにするために、福祉について学ぶ機会、多くの人と交流する機会づくりを進めます。また、すべての市民が「お互い様」の心を持ち、市民全員が手を取り合った大きな輪で、地域全体が包み込まれるようなまちづくりを進めます。

基本方針2 生きがいとふれあいがあふれるまちをめざして

みんなで互いに支え合う地域づくりのためには、誰もが身近な地域でさまざまな活動に参加し、いきいきと担えるまちづくりが大切です。

本市では、市民が地域で活動しやすい環境を整え、地域を支える活動の輪づくりを進めます。

基本方針3 健やかに暮らせるまちをめざして

いつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるように、地域全体で見守り合える地域づくりが必要です。また、身体やこころの健康の維持・増進には一人ひとりの主体的な取り組みが重要です。

本市では、地域で社会的なつながりから孤立し、公的な援助に結びついていない人々を発見し、相談支援や情報提供を行い、様々な困りごとを抱えた市民が安心して健やかに暮らせるよう、課題解決に取り組めます。また、すべての市民が健康で心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、健康づくりを推進していきます。

基本方針4 いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして

自分らしく自立した生活を地域で送るためには、それぞれの人が適切な福祉サービスを利用できることが大切です。

本市では、市民の方が抱えるさまざまな課題を丸ごと受け止め、市民一人ひとりのニーズに適切に対応した福祉サービスを総合的に提供し、自立を支えるための仕組みづくりを進めます。

基本方針5 安心して住み続けることができるまちをめざして

安全で安心して暮らせる地域をつくるためには、道路や公共交通などのハード面での整備だけではなく、災害や急病などの緊急時には地域の中で連携の取れた対応が必要です。

本市では、市民が気軽に外出できるよう公共交通網を整備・充実させるとともに、通院や買い物等で外出することが困難な高齢者や障がいのある人等の移動を支援する体制づくりを進めていきます。

施策の体系

基本目標

誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ
— 地域共生社会の実現に向けて —

重点項目

- ・ 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等への包括的な支援体制の充実
- ・ 福祉サービスの適切な利用の推進
- ・ 社会福祉を目的とする民間のサービスと公的サービスとの連携
- ・ 地域福祉活動への市民の参加の促進
- ・ 地域福祉推進の中心的役割を果たす社会福祉協議会との連携強化

基本方針

基本方針 1

誰もが支え合い、
助け合うまちを
めざして

基本方針 2

生きがいと
ふれあいが
あふれるまちを
めざして

基本方針 3

健やかに暮らせる
まちをめざして

基本方針 4

いつまでも自分らしく
暮らせるまちを
めざして

基本方針 5

安心して住み続ける
ことができるまちを
めざして

基本施策

(1) 相互理解の促進

(2) 権利が擁護される地域づくり

(1) 市民による自主的活動への支援

(2) 市民による支え合い活動の活性化

(3) 地域福祉を推進する人と体制づくり

(1) 地域で見守り支えるまちづくり

(2) 分野横断的な福祉施策の推進

(3) 市民一人ひとりの健康づくりの推進

(1) 総合的な相談・情報提供体制の充実

(2) 地域での生活を支援する
サービスの展開

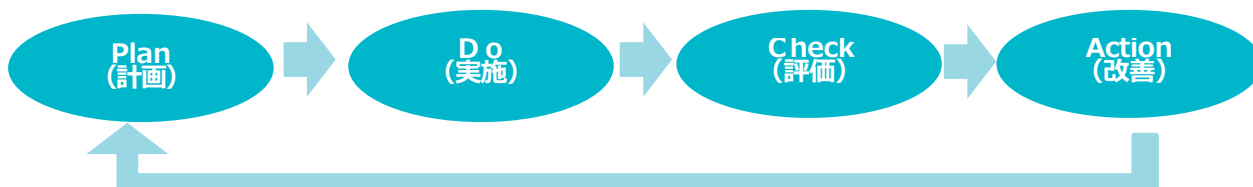
(1) 安心・安全な暮らしづくり

(2) 「まち・ひと・こころ」で
支えるまちづくり

計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、各年度において分野別の実施状況を把握、点検し、PDCAサイクルを確実にを行い、計画の着実な推進をめざしていきます。



計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

庁内の関係各課における職員一人ひとりが横断的な連携や情報共有を図る意識を持って、地域における切れ目のない支援を推進するために、関連施策や事業を着実にを行います。

(2) 地域との協力体制の構築

本計画の推進に当たっては、地域の協力体制が不可欠です。

地域福祉に関わる団体等と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

(3) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、市ホームページや概要版の作成・配布等により、広く市民に周知していきます。

うららか やすらか プラン
—第3次浦安市地域福祉計画—
【概要版】

発行：浦安市 福祉部 社会福祉課
住所：〒279-8501
千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
TEL：047-351-1111（代）
FAX：047-355-1294
発行年月：令和2年3月